



“ 調査者に求められる役割 ”

- ①石綿飛散事故の多発による不安
- ②社会環境の変化による不安
- ③法改正による不安
- ④解体工事を管理する専門家の不在

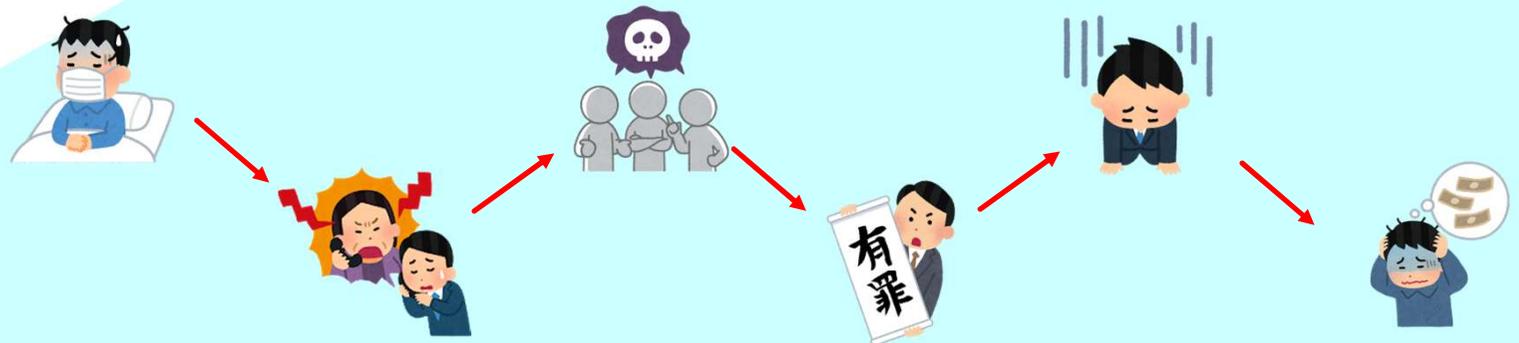
石綿飛散事故の多発による不安

近年、国内で「**石綿飛散事故**」による健康被害や裁判事例が大きく取り上げられています。

「**大気汚染防止法**」改正後もこのような事例が数多く発生しているため、国民のアスベストに関する関心や不安が高まっています。

では**元請業者**、**施工業者**がどのような対策を行っているのでしょうか？
調査者の役割は、調査後も依頼主に対する確かなアドバイスや相談などを行える位置付けになります。

過去の事例を基に考えてみましょう。



工事における石綿飛散の 法的責任について

四31&LABO

- ①工事従事者の安全確保に関する
法的規制が問われた事例
- ②工事従事者以外の安全確保が
問題となった事例

弁護士解説

平成30年6月27日
大阪府石綿飛散防止対策 セミナー
資料参照リンクは
[ここをクリック](#)



平成30年6月27日
大阪府石綿飛散防止対策
セミナー資料より
玉越法律事務所
弁護士 玉越久義

石綿飛散事故の事例と再発防止対策

四 31&LABO

	事故の状況	再発防止対策
S 保育園	内装改修（1999年発生） <ul style="list-style-type: none">・ 保育中の園児のそばで工事施工・ 天井裏に吹付耐火被覆（青石綿）が堆積・ 吹付石綿が堆積したCB壁を除去（養生なし）・ 壁下地取付部分の耐火被覆を除去（養生なし）・ フレキブルボード撤去	<ul style="list-style-type: none">・ 園児のいない時間に工事施工・ 天井裏等の堆積物の確認・ 負圧隔離空間内での撤去作業・ 同上・ 作業基準の遵守
R 小学校	石綿含有ヒル石吹付の撤去（2006年発生） <ul style="list-style-type: none">・ 放課後に事故発生（授業中も工事施工）・ 現状はヒル石の上からアクリルリシン吹付け・ サンドブラスト工法でヒル石除去・ 除去作業中に隔離シートが損傷（児童が発見）	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒のいない時間に工事施工・ 工事の緊急度を適切に判断・ 発じん量の少ない工法を選定・ 施工能力を有する業者への発注
M 保育園	内装改修（2018年発生） <ul style="list-style-type: none">・ 保育中に園児のそばで工事施工・ 天井裏に吹付け耐火被覆（茶石綿）が堆積・ 吹付石綿が堆積した天井材の撤去（養生なし）	<ul style="list-style-type: none">・ 園児のいない時間に工事施工・ 天井裏等の堆積物の確認・ 負圧隔離空間内での天井撤去作業

社会環境の変化による不安

石綿に関する法改正以降も、様々な社会環境の変化が起こっています。「コンプライアンス」の言葉の範囲が広がっています。

従来は**法令順守**=**コンプライアンス**のような用いられ方をしていましたが、ここ数年で『社会的責任』というところまで言葉の意味が社会的認識になりつつある。

解体・改修工事の中の「**アスベスト対策**」という分野においては、「**法令順守**」と言うのはもちろん【**法律**】である**石綿障害予防規則**、**大気汚染防止法**、**石綿対策徹底マニュアル**にまとめられたものをしっかりと守っていく事が法令順守となる。

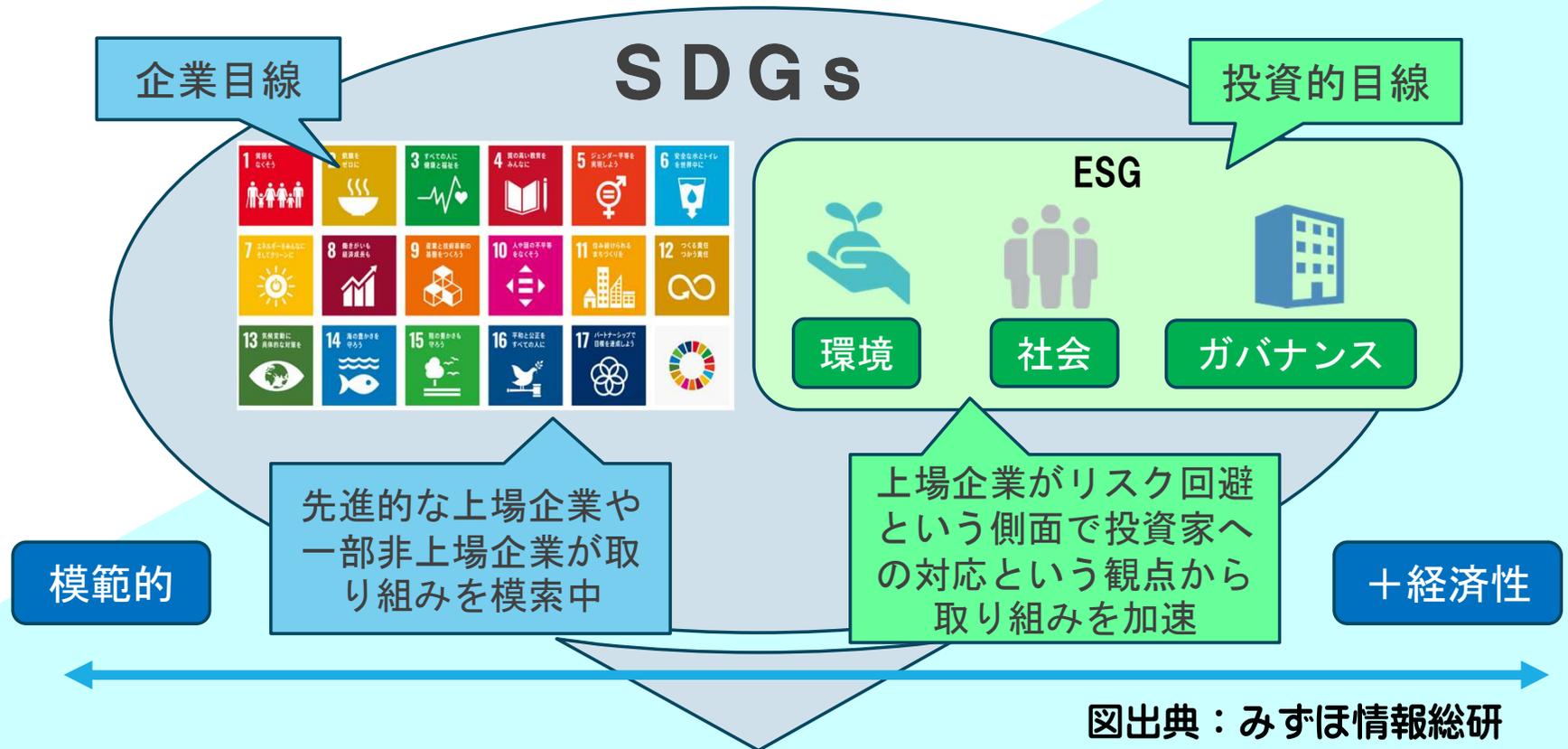
一方で「**社会の要請**」「**社会的責任**」も拡大されています。

利益最優先を許さない社会

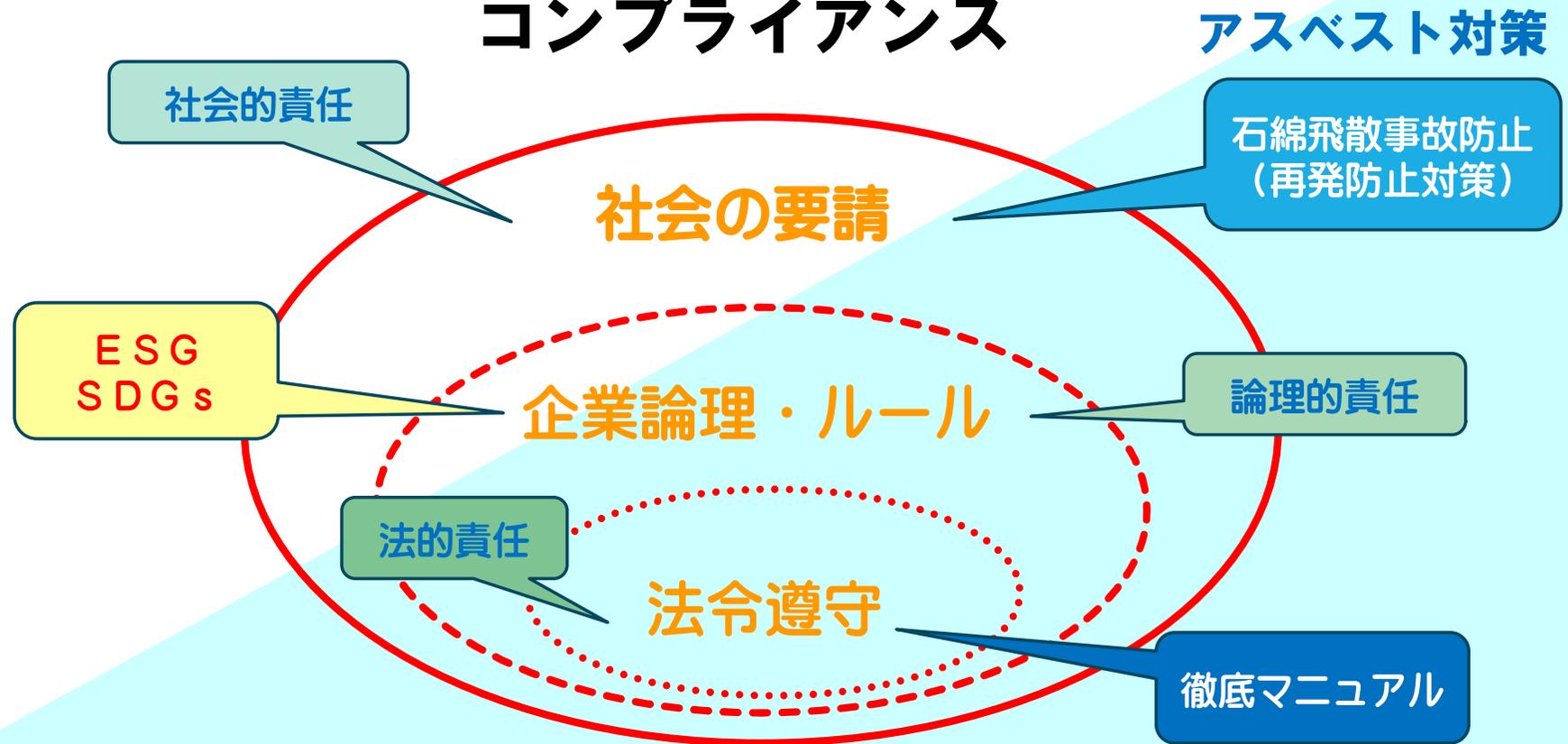
最優先されることは、過去に起こった事例を繰り返さないことです。

自分以外を含む全ての人々に安心・安全な生活環境提供が必要となっています。

コロナ過やESG/SDGsなどの社会環境の変化により、
企業（発注者）のコンプライアンスリスクも変化している。
→売上や収益以外に**社会的責任**が問われる。



コンプライアンス



図出典：アンビシャス総合法律事務所



今後企業に求められる考え方に「ESG」や「SDGs」があります。「利益最優先」を許さない社会に急激に変化をしている社会情勢になりつつあります。特に企業の発注者の方は、株主等に業者を選んだ根拠の説明が求められた場合に単に「安いから」と言うだけでは選定基準にならなくなっています。環境的配慮や社会的責任を踏まえた業者選定の説明が求められる時代になってきています。

法改正による不安

発注者への両罰規定

- 業者がルールを破ったにも関わらず、発注者が罰せられ、発注者の名前が公表されるという事が現実起きています。
- 法令や倫理観、社会的責任を重視してくれる業者が選ばれるべき世の中になってきている。

ご質問の多い項目

- ・自治体によって届出時の指導や立入検査時の指導内容に差が見受けられる。
- ・作業計画や特定粉じん排出作業実施届出作成におけるポイントはどこにあるのか？
- ・自治体の条例への対応が結構大変。
- ・作業現場での作業看板の掲示方法。

解体工事を管理する専門家の不在

建築
工事



建築主と施行業者の間に「**工事管理者**」が配置される為、施主をフォローする役割を担う。
建築物の仕様変更などがあった場合も、工事管理者を通し施工業者に指示を行う。

解体
工事



解体工事の場合、この「**工事管理者**」がいません。
施主と工事施工者の間に入る専門家がないため、特にアスベストに関するトラブルや不安を無くしたいというニーズに対して、**調査者**にその役割が期待がされてきています。

建築工事では工事監理者の配置が義務付けられている。
 しかし、解体工事は発注者と施工者の間に入りフォローする専門家がない。

